報告タイトル：

「開発途上国の障害者の生計－フィリピン・ルソン島の都市部と農村部の比較から」

日本貿易振興機構アジア経済研究所

主任研究員　森　壮也

1. 調査の背景

障害者の生計は，実際の障害者の貧困状況の把握と具体的なデータに基づいた貧困削減政策のために必須である。しかしながら，残念ながら多くの途上国でそうしたデータは得られておらず，あってもサンプル調査に基づく障害者比率の推計数字のみであることが多い。現在，国勢調査などの中に障害に関する質問項目を入れるための研究と実践が国連統計委員会などを中心に進められている。一方で具体的な貧困調査に関わるデータは，南部アフリカ，インドなどの一部の国を除き，さらに少ない。また障害者の権利条約でもうたわれている障害の社会モデルを念頭においたデータになるとどういったデータを集める必要があるかという問題もある。本研究は，そうした貧困削減という課題，障害の社会モデルという課題にフィリピンにおける都市部（マニラ首都圏）と農村部（ロザリオ市）のデータを比較する調査を行うことで答えようとするものである。実施にあたっては，フィリピンのフィリピン開発研究所(PIDS)という国立の開発研究機関をカウンターパートとし，フィリピンのろう，盲，肢体不自由当事者団体の協力を得て，これらの団体のリーダーも調査員として雇用し，開発専門家と合同で調査を行った（森編[2010]）。

1. 調査結果

得られたデータは多数あるが，なかから代表的なものをいくつか紹介する。まずそれぞれの調査地の障害者の教育状況である。以下の表１と２に示すように都市部では，未就学の人数が非障害者に比べてどの障害でも一律に高い。一方，都市部では視覚障害で，未収学者も多いが同時に高学歴障害者も多いという特徴を示していることが分かる。こうした数字が農村部になると，教育水準はさらに下がり，半数以上の障害者が小学校を卒業しておらず，全くの未収学者の数も23.6%と高い。また都市部では多かった視覚障害での高学歴者も農村部ではゼロという状況になっている。

表１　標本障害者の教育水準：マニラ首都圏（単位：％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2008年マニラ首都圏障害者調査 | | | | | 人口  センサス |
| 肢体 | 視覚 | 聴覚 | 重複 | 計 |
| 未就学 | 3.6 | 13.2 | 4.6 | 23.1 | 7.9 | 2.4 |
| 幼稚園・保育園 | 0.0 | 0.0 | 1.9 | 0.0 | 0.5 | 2.5 |
| 小学校中退 | 8.7 | 15.3 | 25.9 | 15.4 | 15.9 | 12.3 |
| 小学校卒 | 8.0 | 9.7 | 5.6 | 0.0 | 7.7 | 14.6 |
| 高校中退 | 18.1 | 8.3 | 18.5 | 0.0 | 14.1 | 15.5 |
| 高校卒 | 18.8 | 16.7 | 22.2 | 38.5 | 19.6 | 20.9 |
| 職業学校卒 | 14.5 | 9.0 | 0.9 | 7.7 | 8.7 | 6.3 |
| その他の中等教育機関 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.5 |
| 大学中退 | 18.8 | 15.3 | 15.7 | 7.7 | 16.4 | 17.0 |
| 大学卒 | 8.0 | 10.4 | 4.6 | 7.7 | 7.9 | 8.1 |
| 修士以上 | 0.0 | 2.1 | 0.0 | 0.0 | 0.7 | 0.4 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

（注）カッコ外の数値は，該当する教育水準の標本障害者の数を示している。カッコ内の数値は，教育水準毎の割合である。「人口センサス」の欄は，2000年人口センサスのマニラ首都圏の割合である(NSO [2004])。人口センサスの欄の教育水準の定義は筆者らが収集した2008年マニラ首都圏障害者調査のそれと異なる場合がある。「小学校中退」に対応する人口センサスの教育水準は，正確に言えば「1-4年生修了」，「小学校卒」は「5-7年生修了」である。また「人口センサス」においては5.2%が「無回答」であるが，上記の計算においては「無回答」を除いてシェアを算出している。フィリピンの教育は，小学校6年，高校4年，大学4年を基本としている。

表２　標本障害者の教育水準：ロザリオ市（単位：％）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 肢体 | 視覚 | 聴覚 | 重複 | 計 |
| 未就学 | 12.9 | 28.0 | 21.9 | 38.9 | 23.6 |
| 幼稚園・保育園 | 3.2 | 0.0 | 6.3 | 5.6 | 3.8 |
| 小学校中退 | 16.1 | 36.0 | 43.8 | 27.8 | 31.1 |
| 小学校卒 | 16.1 | 24.0 | 12.5 | 16.7 | 17.0 |
| 高校中退 | 9.7 | 4.0 | 6.3 | 0.0 | 5.7 |
| 高校卒 | 22.6 | 8.0 | 6.3 | 0.0 | 10.4 |
| 職業学校卒 | 3.2 | 0.0 | 0.0 | 5.6 | 1.9 |
| その他の中等教育機関 | 3.2 | 0.0) | 0.0 | 0.0 | 0.9 |
| 大学中退 | 9.7 | 0.0 | 3.1 | 0.0 | 3.8 |
| 大学卒 | 3.2 | 0.0 | 0.0 | 5.6 | 1.9 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

（注）カッコ外の数値は，該当する教育水準の標本障害者の数を示している。カッコ内の数値は，教育水準毎の割合である。

　こうした教育の差は，障害者の所得にも大きく影響を及ぼしている。次の表３と４がこれを示している。都市部の障害者は，男性で半数以上の57.0%，女性はこれよりも少なく39.6%がなんらかの経済活動に従事していた。障害別で見ると，視覚障害者の所得の高さが際だっているが，これはマッサージ師として生計を営んでいる視覚障害者が多いためである。また障害者で民間部門での正規雇用の機会を得ている人たちが一定程度いることも都市部の特徴として挙げられる。しかし，家族・友人からの移転所得の比率も依然として高く，職を得られていない障害者の多くがこうした移転所得に依存している様子も同時に観察されている。

　農村部では状況が異なってくる。なんらかの経済活動に従事している男性障害者が50.9%，女性が28.3%と依然男女格差は大きいが，全体として都市部よりは経済活動に従事している人の割合は小さい。また農村部では，基本的に家族経営農家での家内労働が雇用の大きな部分を占めることが予見されたため，細かい収入源についての調査は行っていないが，マニラで見られたような視覚障害者が突出して高いという現象は見られない。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表３　障害別平均所得（年収，ペソ）：マニラ首都圏 | | | | | |
| 項目 | 肢体 | 視覚 | 聴覚 | 重複 | 全体 |
| 賃金 | 10,460  (18.8) | 58,315  (76.5) | 13,053  (28.6) | 6,111  (13.9) | 28,127  (46.7) |
| 事業からの利潤 | 15,320  (27.5) | 4,745  (6.2) | 1,870  (4.1) | 16,622  (37.7) | 8,004  (13.3) |
| 不動産賃貸収入 | 1,733  (3.1) | 1,894  (2.5) | 3,906  (8.6) | 462  (1.0) | 2,331  (3.9) |
| 証券からの利子・配当 | 92  (0.2) | 0  (0.0) | 47  (0.1) | 0  (0.0) | 44  (0.1) |
| 年金 | 7,690  (13.8) | 592  (0.8) | 1,048  (2.3) | 5,700  (12.9) | 3,256  (5.4) |
| 政府からの補助金・給付金 | 4,412  (7.9) | 296  (0.4) | 0  (0.0) | 0  (0.0) | 1,617  (2.7) |
| 家族・友人からの移転所得 | 12,229  (22.0) | 7,352  (9.6) | 24,967  (54.7) | 15,554  (35.3) | 13,995  (23.3) |
| その他 | 1,759  (3.2) | 3,076  (4.0) | 10  (0.0) | 0  (0.0) | 1,706  (2.8) |
| 計 | 55,681  (100.0) | 76,270  (100.0) | 45,667  (100.0) | 44,077  (100.0) | 60,173  (100.0) |

（注）かっこ内は所得総額に占める割合(%)を示している。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表４　障害別平均所得（年収，ペソ）：ロザリオ市 | | | | | |
| 項目 | 肢体 | 視覚 | 聴覚 | 重複 | 全体 |
| 個人所得 | 30,844 | 15,288 | 28,619 | 11,250 | 24,700 |
| 家計所得 | 132,235 | 136,072 | 141,941 | 36,925 | 110,648 |
| 一人当たり家計所得 | 38,988 | 25,855 | 36,009 | 9,625 | 23,283 |

（注）個人所得は，経済活動に従事している障害者のみを対象として平均を算出している。

　またこの調査から得られたデータを元に所得決定についてもミンサー方程式による回帰分析を行った。教育の収益率の点推定値はOLSで24.9%，Tobitでは29.8%という高い値になっており，これは，学校に一年よけいに通うことで収入が少なくとも約４分の1増えるということを意味する。この数字は，フィリピンの一般の労働市場の研究結果の10%よりもかなり高い。こうした数字の頑健性を教育の内生性を考慮したヘックマン・モデルを用いて確認したところ，教育の収益率は，9%から10%に下がった。また性別による所得水準への影響も，そもそも経済活動に参加するかどうかの判断の段階での差の方が，仕事についたことによる所得の差よりも大きい可能性があることも同モデルでの分析で明らかとなった。これらから分かったのは，教育水準と経済活動の参加の因果関係の強さと，障害者にとっては，この因果関係が負のスパイラルとして働いてしまっている可能性があるということである。男女の差もフィリピンでは一般的にはむしろそうした格差が小さいとされていることから，差が生じる場所は異なるものの，あくまで存在していることが明らかになったことで，障害者の置かれている不利な状況がここでも際だっていると言える。

　この他，調査では社会モデルを念頭においてアジアでもっとも法制としては整備されていると言われているフィリピンの障害者法が当事者たちにどの程度，浸透しているのかどうかという分析も都市部の障害当事者を対象に行った。その結果，障害当事者団体に加入しているかどうかという要因が他の要因をコントロールしても正に働いていることが統計的に確かめられた。一方，フィリピンの代表的な障害者法である「障害者のマグナカルタ」は2007年の修正で公共の交通機関や薬局，医員，映画館などでのサービスを高齢者と同じように20%引きとするサービスを導入している。こうした特典利用は，障害者IDの取得や同法についての知識の有無が大きな決定要因になっている。このことから，当事者団体への加入とそれを通じた障害者IDの取得と法律についての知識の啓蒙といった要因が，自分達の住みやすい社会を創るための環境作りでも大事であることも示された。

1. まとめと今後の課題

以上，開発途上国の障害者の置かれている状況とそれを改善していくための手だてを現地の開発研究者と当事者団体と協力して集めたデータにより分析してきた。障害当事者の置かれている貧困状況は統計的にも確認されたが，その決定因に関しては，教育や性別などの要因が大きく影響していると考えられるものの，これらはむしろ因果関係で説明されるべきものというよりは，相互に影響するということも明らかとなった。

　こうした貧困状況改善の手だてとして，障害者が受けられる恩恵を法制化するというのは政府が行える最も一般的な政策であるが，こうした法制化もそれが実際に機能しなくては意味を持たない。フィリピンでのデータからは，障害当事者団体に所属していれば，障害者IDの取得や情報が得られるが，たとえばそれらがない農村部では恩典の利用度も低く，制度は眠ったままとなる可能性もあるということを統計的に裏付けることができた。

　今後の課題として残されたのは，今回の調査では当事者調査員の雇用という条件から，カバーできなかった知的・精神障害者についての調査，また他の国々との比較や地域社会に関する変数の分析などといったことである。経済と障害に関わる実証分析は，こうした途上国に関する研究ではまだ世界的にも始まったばかりである。READプロジェクトや報告者の勤務するアジア経済研究所での成果を元にさらにこうした分析が拡がり，多くの成果が共有されることで，「障害者を最後の貧困者にしない」ための政策が各国で行われることを期待したい。

【主要参考文献】

森壮也編[2010]『途上国障害者の貧困削減－彼らはどう生計を営んでいるか』岩波書店。